

真のタックスパイヤーをめざす

UENO



NO.493



公益社団法人
上野法人会

<http://www.uenohoujin.or.jp/>

令和2年度 税制改正大綱

—法人会の税制改正提言—

中小企業に対する交際費課税特例措置の2年延長と消費税の確定申告書提出期限の1ヶ月延長が実現!

政府は、令和元年12月20日に令和2年度税制改正大綱を閣議決定しました。

法人会が提言していた、交際費課税の特例措置及び少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の期限が2年延長され、軽減税率制度が導入された消費税の確定申告書の提出期限についても、1ヶ月の延長などが実現しました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■オープンイノベーションに係る措置の創設

青色申告書を提出し、自らの経営資源以外の経営資源を活用し高い生産性が見込まれる事業を行う法人が、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に、経済産業大臣の証明を受けた一定の企業の株式を取得し所有している場合に、取得価額の25%を限度として損金算入できる制度です。

保有しているだけで取得価額の25%相当を損金算入できるという点が特徴ですが、売却した場合や配当を受けた場合に、取崩し事由となるので注意が必要です。中小企業者は1,000万円以上の払込から、中小企業者以外は1億円以上の払込から、外国法人への投資の場合は5億円以上の払込から、となっています。

■5G(第5世代移動通信システム)投資促進税制の創設

青色申告法人で、特定高度情報通信等システム導入事業者に該当するものが、特定高度情報通信等システムの普及の促進に関する法律の施行日から令和4年3月31日までの間に、特定高度情報通信用認定等設備の取得をして、事業の用に供した場合には、その取得価額の30%の特別償却または15%の税額控除が選択できる制度です。

■連結納税制度の見直し

連結納税制度は、連結親法人と子法人など企業グループの損益を通算できるメリットがある制度です。そのメリットはそのままに、グループ通算制度として、その仕組が令和4年4月1日以後開始する事業年度から変更になります。

従来は、親法人が子法人の所得も含めて代表して申告し、修正申告などの際に必ず親法人が行う必要があるため親法人に負担のかかる制度でした。グループ通算制度では、グループ法人間で損益通算をした上で、各法人が法人税の申告を行う仕組みとなります。

■交際費税制

交際費の損金不算入制度について、その適用期限が2年延長されるとともに、中小法人が年間800万円の交際費まで損金算入できる制度についても2年延長されます。

接待飲食費の50%について損金算入を認める制度も2年延長されますが、資本金等の額が100億円を超える法人については、接待飲食費の50%について損金算入を認める制度から除外され、適用できないこととなります。

■企業版ふるさと納税の拡充

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特例控除について、適用期限が5年延長されます。また、従来の企業版ふるさと納税では、寄附金が損金算入されることに加え税額控除で実質40%の会社負担であったのが、税額控除の限度額が大きくなり会社負担は10%となります。

■投資要件の厳格化

大企業において、研究開発税制を適用する際に、国内設備投資額が当期償却費総額の10%を超えることとする要件は、30%を超えることとする要件に厳格化されます。また、大企業の給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の税額控除について、適用年度の国内設備投資額が当期償却費の90%以上とする要件について、95%以上へと厳格化されます。

いずれも、設備投資を積極的に行わない場合は、税の優遇を受けられないとする取扱いで、積極的な投資への後押しする趣旨の改正です。

■少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置

中小企業者等が、取得価額が30万円未満である減価償却資産を取得などして事業の用に供した場合に、一定の要件のもとに、その取得価額に相当する金額を損金の額に算入できる制度が、2年延長されます。

所得税・住民税関係

■NISA制度の改正

未成年者が利用可能なジュニアNISAは、口座開設可能期間が予定通り令和5年12月31日までで、終了されることになりましたが、つみたてNISAの勘定設定期間は、令和24年12月31日まで、延長されることになりました。

一般NISAについては、令和5年12月31日までで、年間120万円まで投資できる制度は終了します。令和6年以降は①年間20万円までの投資信託への投資枠と、②年間102万円までの上場株式への投資枠の2階建ての構造になり、②の上場株式への投資を行うためには、その前提として①の投資信託への投資を行うことが必要となります。投資信託への投資枠については、その後つみたてNISAへ移行することが可能となります。

■未婚のひとり親に対する所得控除

未婚のひとり親の場合でも、①生計を一にする総所得金額等の合計額が48万円以下の子がいる場合で、②親の合計所得金額が500万円以下である場合は、35万円の所得控除が認められることとなります。

また、寡婦(寡夫)控除について、未婚のひとり親に対する所得控除と要件を同じくして、控除額が35万円に引き上げられます。従来の特例は廃止されることになりました。いずれも、令和2年分の所得税から適用されます。

■国外中古建物の不動産所得に係る損益通算の特例の創設

個人が令和3年以後、国外中古建物から生ずる不動産所得を有する場合には、国外不動産所得の損失がある場合には、国外中古建物の償却費に相当する部分は生じなかったものとみなされます。

国外の中古建物を購入して、中古建物に関する償却費を計上することで、赤字を作り、他の所得と通算することによる節税防止策です。

■低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除制度の創設

個人が、都市計画区域内にある低未利用土地又はその上に存する権利について、市区町村の長による確認がなされたもので、取得日から売却したその年の1月1日に所有期間が5年を超えるものを譲渡した場合に、長期譲渡所得の金額から100万円を控除できる制度が創設されます。なお、譲渡対価の額は500万円以下であることが条件となります。

土地基本法等の一部を改正する法律の施行日か令和2年7月1日のいずれか遅い日から、令和4年12月31日までの特例です。

消費税関係

■法人に係る消費税の申告期限の延長

法人税の確定申告書の提出期限の延長特例の適用を受ける法人が、消費税の確定申告書の提出期限を延長する旨の届出書を提出することで、その提出した日の属する事業年度以後の各事業年度の末日の属する課税期間に係る消費税の確定申告書の提出期限が1ヶ月延長されます。

この改正は、令和3年3月31日以後に終了する事業年度の末日の属する課税期間から適用されます。申告期限の延長に伴い、延長された期間の消費税の納付については、その延長された期間に係る利子税を納付することになります。

法人税については、申告期限の延長が認められていましたが、消費税については延長の特例が存在しないため、先行して消費税の確定申告をするという難しいスケジュールが必要とされてきました。法人会を含めた各界からの要望により改正が実現しました。

■居住用賃貸建物の取得に係る消費税の仕入税額控除制度

居住用賃貸建物として利用される可能性のある建物で、取得価額1,000万円以上のものについては、仕入税額控除の適用が認められないこととなります。ただし、取得の年度から3年間の間に住宅の貸付以外の貸付を行った場合や、譲渡した場合には、調整計算が行われ、課税売上に対応する部分については、税額控除が受けられる仕組みとなります。

従来の制度では、いったん課税仕入を認めた上で、課税売上割合に変動があるような場合に調整される仕組みでした。ところが、居住用賃貸建物のように本来は非課税売上のために取得する場合でも、金地金の売買などにより課税売上割合を意図的に高めることで、全額控除できてしまうという問題点があったため、それを防止する趣旨での改正となりました。

令和2年10月1日以後に仕入を行った居住用賃貸建物から適用されます。ただし、令和2年3月31日までに契約している場合は、この制度は適用とならず、従来どおりの取扱いとなります。

■住宅の貸付けに係る契約において貸付けの用途が明らかでない場合の取扱い

住宅の貸付けに係る契約で、貸付けの用途が明らかでない場合であっても、その貸付けの用に供する建物の状況等から居住の用に供することが明らかな貸付けについては、消費税は非課税となります。

従来は、契約書で居住用であることが明らかである場合のみ非課税として取り扱われてきましたが、契約上明確でない場合は、実態により判断することになりました。居住用賃貸建物に関する特例を外すために、居住用と明記しないケースなどに対応したものと考えられます。令和2年4月1日以後に行われる貸付について、適用されます。

■高額特定資産の取得をした場合の特例の見直し

高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度への適用制限をする措置の対象に、高額特定資産である棚卸資産が納税義務の免除を受けないこととなった場合の棚卸資産に係る消費税額の調整措置の適用を受けた場合も加えられることとなります。令和2年4月1日以後に、棚卸資産の調整を受けた場合に適用されます。

国際課税

■子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避への対応

特定関係子法人から受ける配当等が株式等の簿価の10%を超える場合に、益金不算入相当額を、その株式等の簿価から引き下げることになりました。

受取配当金の益金不算入を利用した上で、譲渡損を計上するスキームが利用できなくなります。

その他

■振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出の電子化

振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出について、e-Taxにより申請を行うことを可能とするとともに、その際に電子署名及び電子証明書の送信が不要となります。令和3年1月1日以後の申請から適用できます。

■納税地の異動があった場合の振替納税手続の簡素化

振替納税を利用している個人が、他の税務署管内へ異動した場合に、納税地の異動届出書に、異動後も従前の金融機関から振替納税を行う旨を記載したときは、異動後も継続して振替納税が利用可能となります。令和3年1月1日以後に提出する、異動届出書から適用されます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TSK税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL: 03-5363-5958

FAX: 03-5363-5449

HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

新春散歩 新宿山手七福神めぐり

～ガイドと巡る～

今年度の新春散歩は「新宿山手七福神めぐり」を開催しました。新宿から飯田橋付近にわたって七福神が点在するちょっと長めのコースですが、どの寺社も昔から庶民の信仰を集めてきた伝統あるところで、迎える道すがらに下町の風情が色濃く残り、道中も楽しみながらめぐることができました。今回は新宿御苑前駅からスタートし、東新宿から大久保通り沿いに飯田橋方面まで3時間ほどかけてゆっくりとめぐりました。当日はお天気にも恵まれ、この季節にしては暖かい陽気で、新春の穏やかな雰囲気なか、七福神めぐりを楽しむことができました。



☆午前 10:00 新宿御苑前駅をスタート!



ガイドの高橋さん(左)と幸田さん(右)今回もありがとうございました!

令和2年
1月11日(土)
10:00～

①太宗寺(布袋尊)



②稲荷鬼王神社(恵比寿)



③法善寺(寿老人)



⑤巖島神社(弁財天)



<太宗寺にて記念撮影>



④永福寺(福祿寿)



⑥経王寺(大黒天)



⑦善国寺(毘沙門天)



13:00頃解散となりました。参加者の皆様、お疲れ様でした!

大法人の電子申告義務化

NTS 総合税理士法人 代表
公認会計士（税理士） 吉井 清信

令和2年4月1日以後開始事業年度より、大法人の税務申告は電子申告で行うことが義務化されます。法人税のみならず、消費税や地方税も対象となるため、消費税について課税期間を1ヵ月に短縮する特例を採用している場合は、令和2年4月分の消費税申告(申告期限:令和2年6月末)が最も早いタイミングとなります。

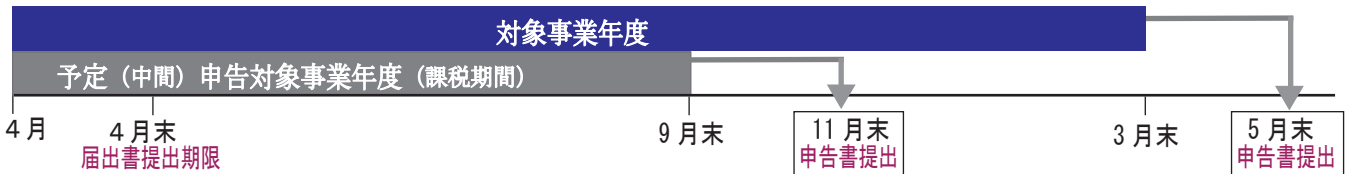
1 対象となる「大法人」とは

- ①法人税及び地方法人税、地方税
 - ・内国法人のうち、事業年度開始時における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
 - ・相互会社、投資法人及び特定目的会社
- ②消費税及び地方消費税
 - ・①に加え、国及び地方公共団体

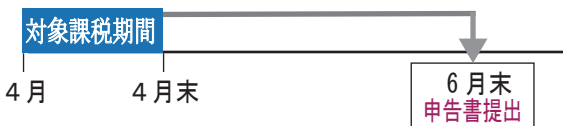
対象となる法人は、事業年度開始から1ヵ月以内に、「e-Taxによる申告の特例に係る届出書」を所轄税務署長に提出する必要があります。

3月決算法人（申告期限の延長なし）の場合（四角く囲んだ部分以降の申告から電子申告の義務化の対象）

① 決算期変更がない場合（予定（中間）申告あり）



② 消費税：期間特例選択（1ヵ月）の場合



2 対象となる手続き

確定申告書、中間（予定）申告書、仮決算の中間報告書、修正申告書及び還付請求書が対象となります。

3 対象となる書類

申告書のほか、申告書に添付すべき書類（財務諸表、勘定科目内訳明細書、出資関係図など）の全てとなります。

4 ファイル形式

申告書及び財務諸表、勘定科目内訳明細書など、ファイル形式が指定（CSV、XML、XBRL）されているものは、その形式によるものとされています。PDFは任意で提出するものに限られるため、例えば「会計ソフトと税務申告ソフトが連携されていないために、財務諸表をPDFで送信する」ということは認められません。

5 電子申告によらない場合

自然災害や通信環境が無い等で電子申告が困難な場合は、事前に申請書を提出して所轄税務署長の承認を得る必要があります。承認無しに電子申告によらず提出された申告書は無効なものとして取り扱われ、無申告加算税の対象となります。

まとめ

ほぼ例外なく大法人は電子申告が義務化されるため、財務諸表等のファイル形式の対応はシステムの変更を含め、早めに対応する必要があります。また、将来的には、今回義務化の対象とならなかった中小法人についても、電子申告の義務化が進められる可能性があると考えます。

公益社団法人上野法人会

第9回 通常総会のお知らせ

- 【とき】令和2年6月9日（火）
午後5時30分開会
- 第1部 表彰状・感謝状贈呈式
 - 第2部 通常総会
 - 第3部 懇談会（懇談会費 5,000円）

【ところ】東天紅上野本店3F「鳳凰の間」
（台東区池之端1-4-1 TEL3828-5111）

会員の皆様には後日ご通知いたします。例年往復はがきにてご通知していましたが、今年度よりFAX又は封書とさせていただきます。また、委任状につきましても記名押印の上、FAX又は封書にてご返信をお願いすることといたします。

■開催を変更・延期する場合がございます。

講演会

お知らせ

入場無料
先着400名

共催（公社）上野法人会・（公社）浅草法人会

税を考える週間協賛
大型講演会

浮世絵からお江戸にタイムスリップ

～秘められた上野・浅草の謎解き～



あの有名な浮世絵
・・・描かれている場所はどこ？

【日時】
令和2年 11月18日(水)
18:00～19:30

【会場】東天紅 上野本店
3F「鳳凰の間」

日本ユネスコ協会連盟評議員
株東横イン 執行役 文化担当

牧野 健太郎氏

答えと解説は講演会にて！

案内ちらしは次回夏号（7月発行予定）

調査官を

100% 納得させる方法 教えます

<経営セミナー>



【日時】令和元年 9月13日 (金)
14:00 ~ 16:00

【場所】朝日信用金庫西町ビル7階



講師

山崎税務会計事務所代表
税理士・行政書士・
宅地建物取引士
やまざき けん

山崎 健氏



今回の講師である山崎健氏は税理士事務所にて在職中、年間 50 件の税務調査立合実績を持ち、現在は企業経営をサポートする業務の傍ら、セミナー講師として活躍中です。

消費税増税後において、税務調査は今までのように儲かっている会社だけの話ではなく、税収の 2 割を占める消費税だけの調査も今後は増えていくものと推察します。思わぬところで税負担が生じ慌てることのないよう、きちんとした対応ができるか否かがポイントになります。セミナーでは「税務調査の仕組みと万全な備え」から始まり、「業種別の事例」など、講師の調査立ち合い経験のノウハウを教示いただきました。より具体的・実践的な講義で、受講者の皆さんは熱心に聴講していました。

利益を確保する

値決め の仕組み

<経営セミナー>



【日時】令和元年 10月17日 (木) 13:30 ~ 15:30

【場所】朝日信用金庫西町ビル7階



講師

・ステップBiz合同会社代表
・値決めコンサルタント
・中小企業診断士

せんぼん りゅうじ

千本 隆司氏

価格戦略や原価計算を理解し、業績改善を図るには“値決め”の仕組みを知ることが重要です。「いくら儲かったか」「いくらなら元がとれるか」「ムダはないか」などを知ることによって、より正確な利益額が把握できます。講師である千本隆司氏は、中小企業者に伴走し、値決めや付加価値向上のアドバイスを行っている方で、得意分野は財務とマーケティングです。セミナーでは、経営の命運を握る“値決め”について分かりやすく解説いただきました。受講者からも、「適正な価格設定に向けたルールを体系的に学び勉強になった」との感想が寄せられました。



令和元年度

<税制セミナー>

税制の概要とポイント



【日時】令和元年 11月15日 (金)
14:00 ~ 16:00

【会場】朝日信用金庫西町ビル4階

本セミナーは毎年定期的に関講しており、今回は、令和元年度「所得税関係の概要」、「贈与税及び相続税のあらまし」、「法人税関係法令の改正の概要及び消費税の軽減税率制度の概要」の三部構成で開催しました。所得税については、東京上野税務署個人課税第1部門・笠井上席国税調査官に、贈与税・相続税は同署資産課税部門・増田上席国税調査官に、最後の法人税・消費税関係を同署法人課税第1部門・柳岡上席国税調査官に担当していただきました。毎年多岐にわたる様々な改正項目を、主に国税庁より発行しているリーフレットなどを使い、それぞれ担当の上席国税調査官が重要なポイントに絞って丁寧に説明をさせていただきます。タイムリーなテーマということもあり、当日は多くのご参加をいただき、終了後には個別で質問される方もいらっしゃいました。三人の上席国税調査官にはお忙しい中、ありがとうございました。



【講師】

東京上野税務署
個人課税第1部門
笠井 英夫
上席国税調査官



東京上野税務署
資産課税部門
増田 大造
上席国税調査官



東京上野税務署
法人課税第1部門
柳岡 美樹
上席国税調査官



<税務セミナー>

法人税・消費税
申告書の書き方講座

基礎知識を学び法人税・消費税の申告書作成まで

1日講座

日時 令和元年11月5日(火) 10:00～16:00

会場 朝日信用金庫西町ビル4階



講師

柳岡 美樹

上席国税調査官

東京上野税務署 法人課税第1部門
柳岡 美樹
上席国税調査官

例年実施している、1日税務セミナーを11月5日に実施しました。講師には、東京上野税務署法人課税第一部門・柳岡上席国税調査官にご担当いただきました。この講座は企業の経理責任者の方などで、法人税・消費税申告の書き方にまだ不慣れな方を対象としております。講座では始めに申告書を作成するための基礎知識として、法人税・消費税の仕組み・申告書作成の流れを解説いただきました。その後、別表記入を通じて、法人税・消費税の申告書の作成といった具体的な課題をこなしていきました。参加者間での知識・経験の面での違いは見られましたが、皆さん真剣に丸1日という長時間のセミナーに取り組まれました。是非、今後のお仕事に活用いただければと思います。柳岡上席、長時間の講義お疲れ様でございました。

<管理セミナー>

求人採用のコツと
職場定着に向けた取り組み



日時 令和元年12月12日(木) 14:00～16:00

場所 朝日信用金庫西町ビル7階

昨今、企業にとって「良い人材」の獲得が厳しい状況となっています。また、採用に成功しても、短期で退職してしまうなど、思ったような育成ができなといった状況が多くなっています。採用戦線は「売り手市場」の様相を呈していますが、自社が期待する「良い人材」を採用するには実践的なノウハウを構築することが必須の条件となっています。本セミナーでは、若年層気質の理解から獲得までのキーポイントを体系的に解説いただき、人材から人財へのキャリアアップ、定着化への施策についてお話いただきました。講師である小林毅氏は、人材紹介事業者に対する法定講習を延べ2,200社に対し行い、人材業界全体のボトムアップに尽力されています。受講者の方々も興味深く熱心に聴講いただき、大変役に立ったとの感想が寄せられました。



講師

ホライズン・コンサルティング(株)
代表取締役
国家資格 キャリアコンサルタント

小林 毅氏



<経営セミナー>

「インバウンド対応」徹底解説セミナー!!

日時 令和2年1月24日(金) 14:00～16:45

会場 朝日信用金庫西町ビル6階

14:00～15:00

◆インバウンドと消費税!

講師: 東京国税局課税第二部 消費税課
消費税第2係 係長 中山 貴詞 氏

15:15～16:15

◆訪日外国人旅行者の実状!

講師: 森トラスト・ホテルズ&リゾート(株)
TCC・TIC事業統括 小澤敏弘 氏

16:30～16:45

◆インバウンドと
キャッシュレス決済!

講師: (株)クレディセゾン東京支社
法人営業部 営業二課 笠井 一樹 氏



東京オリンピック開催を直前に控え、訪日外国人旅行者対応、いわゆる「インバウンド対応」への関心値が最高潮に達しております。「インバウンド対応」ができるよう事前に準備をすることによって、オリンピック期間中に訪日外国人旅行者の観光消費による売上増というメリットを享受できるよう、税制・観光・キャッシュレス決済の観点から解説するセミナーを開催しました。このセミナーは浅草法人会との共催、そして東京法人会連合会の後援で開催したものです。セミナーは三つのカテゴリーで構成し、はじめに「インバウンドと消費税」を東京国税局課税第二部消費税課の中山氏に、次に「訪日外国人旅行者の実状」を森トラスト・ホテル&リゾート株式会社の小澤敏弘氏に、最後に「インバウンドとキャッシュレス決済」を株式会社クレディセゾン東京支社の笠井氏にそれぞれお話いただきました。

<管理セミナー>

犯罪の手口と
セキュリティの**基本**



日時 令和2年2月6日(木) 14:00～16:00

場所 朝日信用金庫西町ビル4階



講師

防犯コンサルタント

古屋 義博 氏



皆さん「うち(会社・自宅)には盗られるものがないから大丈夫」と考えてはいませんか?盗るものがあるかないかを判断するのは、犯罪企図者です。犯罪に巻き込まれないためには「防犯」が必要です。本セミナーの講師には、防犯コンサルタントの古屋義博氏にお願いをしました。古屋氏はリフォーム業界からセキュリティ業界へ参入され、鍵に対する見識を深め、そこから新たに盗聴被害を知り、数多くの現場を経験された方です。講座では、侵入犯の手口と対策、盗聴・盗撮の手口と対策などの話を交え、犯罪被害に遭わないための想像力を働かせた構えについてもお話いただきました。実際の現場での目線から防犯の重要性が「より具体的でシンプル」に伝わってきました、と受講者の皆さまからも高く評価されました。

青年部会報告

租税教室

「税金ジュニアスクール」



青年部会（森重伸悟部会長）では税についての大切さを感じてもらうことを目的とした租税教室「税金ジュニアスクール」を昨年の黒門小学校・大正小学校・根岸小学校・谷中小学校・平成小学校の開催に続き、1月に上野小学校・金曾木小学校・東泉小学校、2月に忍岡小学校で開催しました。学校関係者、東京上野税務署の協力のもと、9校での実施を無事終えることが出来ました。

上野小学校

令和2年1月16日（木）
10：45～11：30



金曾木小学校

令和2年1月18日（土）
8：30～9：15



東泉小学校

令和2年1月20日（月）
11：30～12：15



忍岡小学校

令和2年2月12日（水）
10：45～11：30



第5回 役員会

【とき】令和2年1月27日（月）12：00～
【ところ】朝日信用金庫西町ビル7階

青年部会（森重部会長）では、役員会において、税金ジュニアスクールの経過報告、今後の事業予定について話し合いを行いました。



▲森重部会長



源泉部会報告

第6回研修会

「退職所得の源泉徴収事務」

【とき】令和2年2月21日（金）13：30～
【ところ】朝日信用金庫西町ビル7階
【講師】東京上野税務署法人課税第一部門
山本壮朗 上席国税調査官



▲山本上席国税調査官



青年・女性部会合同 「新年賀詞交歓会」

【とき】
令和2年2月10日(月)
18:00～

【ところ】
ホテル「パークサイド」



森重青年部会長



中立女性部会長



〈司会〉
須賀青年
副部会長

今年度も青年・女性部会合同「新年賀詞交歓会」を開催しました。美味しいお料理を頂きながらの楽しい歓談と、恒例のビンゴゲームやじゃんけん大会で大いに盛り上がり、明るい新年のスタートとなりました。



挨拶
小林常任顧問



乾杯
森重前副会長



中締
金海副会長

部会長賞



会長賞



特別賞

恒例のじゃんけん大会は、「青年部会長賞」「女性部会長賞」「会長賞」「特別賞」という豪華な4つの賞をかけて、大変白熱した勝ち抜き戦となりました。

ビンゴゲーム

〈ビンゴ進行〉
関青年会計



ご希望の景品を
当てられた皆様

おめでとうございます!



今年も素敵な景品がたくさん並びました

第4回 女性部会幹事会

【日時】令和2年2月10日(月) 17:00～
【場所】ホテル「パークサイド」

〈協議事項〉

1. 「令和2年度行事予定」について
2. 東法連「女性部会全体連絡会議」について
3. 全法連「法人会全国女性フォーラム(愛媛大会)」について
4. 次回幹事会について 他

女性部会(中立部会長)幹事会では、以上の内容が話し合われました。



中立女性部会長



支部だより

支部役員会議

各支部において支部役員会議が開催され、今年度の会員増強を中心に話し合われました。研修会では東京上野税務署法人課税第一部門柳岡上席国税調査官に「消費税の軽減税率制度について」をお話いただきました。

竹町支部 <麻生支部長>



令和元年10月24日(木) 台東地区センター

東上野支部 <尾高支部長>



令和元年10月23日(水) 東上野地区センター

上野支部 <太田支部長>



令和元年10月29日(火) 朝日信用金庫西町ビル4階

入谷支部 <小泉支部長>



令和元年10月21日(月) 宮川

金杉支部 <平野支部長>



令和元年10月29日(火) 金杉区民館

谷中支部 <佐藤支部長>



令和元年10月18日(金) 山ざし



▲柳岡上席国税調査官



日本のコンブがピンチ 今世紀末に消滅か

産経新聞科学部記者
伊藤壽一郎

わが国の食文化を、根幹から揺るがしかねない危機が忍び寄ってきています。奥深い味わいの「だし」を生み出し、日本の料理に欠かすことができないコンブが、地球温暖化の影響により2090年代までに日本の海から姿を消すかもしれません。

■20年前から漁獲急減

褐藻（かつそう）という海藻の仲間であるコンブは、寒冷な海域に生育します。日本では9割以上が北海道産で、残りは青森県、岩手県、宮城県の三陸海岸沿いなどで採れています。

国内漁獲量は1997年まで十数万トンに上りましたが、その後は減少が続き、2018年は5万5900トンにとどまっています。温暖化による生育環境の悪化や、漁師の高齢化などが要因だそうです。

昨今、日本の生物の分布は温暖化の影響で大きく変化しています。このまま温暖化が進行したら、ただでさえ漁獲が減っているコンブは、いったいどうになってしまうのでしょうか。北海道大学の研究チームが、予測に乗り出しました。

チームはまず、温暖化が顕著になる前の1980年代、コンブがどんな分布状況だったかを割り出す作業から始めました。北日本の主要なコンブ11種について、約2000件の分布記録を分析。その結果、主に宮城県以北の三陸海岸と、北海道のほぼ全域の沿岸に広く分布していたことが確認できました。

■最悪で100%消失

続いてこの分布状況に、国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の気候変動予測シナリオに基づき、海洋研究開発機構などがコンピューターによるシミュレーション（模擬解析）で試算した北日本の海水温の上昇予測を当てはめました。

IPCCのシナリオは、温暖化が急速で、今世紀末の世界の平均気温が100年前より2.6～4.8度上がるとする最悪ケースを使用。温暖化が顕著になる前に比べ、2090年代の北日本の海水温は、冬で3～8度、夏で4～10度上昇することになるそうです。

すると、2090年代には多くの場所がコンブの生育に適さなくなり、温暖化前の分布域の75～100%が消失するという結論に。従来の主要産地で、コンブが全く育たなくなる可能性があるということです。

■最北部も過酷な環境に

肉厚で幅が広く、最高級コンブとして知られるマコンブは、生育に最適の海水温が10～16度で、23度を超すと枯死するとされています。一方、コンブ分布域の最も北に位置する北海道稚内市沿岸では、夏の海面水温の平年値は約20度。最悪シナリオ通りに4～10度上昇すれば、最北部ですら過酷な環境になってしまいます。

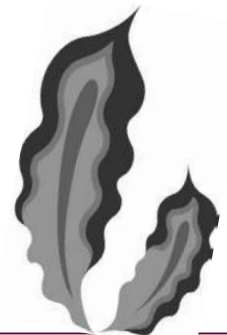
温暖化が緩やかに進む場合でも、ナガコンブやトロロコンブなど、おぼろ昆布やつくだ煮の材料としてよく知られる4種が、2090年代までに消失する可能性が高いといえます。

コンブがなくなれば日本の食文化は大打撃です。和食は13年に国連教育科学文化機関（ユネスコ）の無形文化遺産に登録され、重要な観光資源にもなっていることから、経済的影響が出てくるかもしれません。

コンブは、海岸付近に森のような藻場を形成しますから、小魚や甲殻類の産卵場や隠れ家として生態系の維持に貢献しています。それが失われれば、海洋生物の多様性が損なわれる懸念も出てきます。

南方のコンブの分布域が北上し、藻場を補ってくれる可能性もありますが、生態系が乱れることに変わりはありません。

大切な日本の食文化を守るためにも、温暖化対策を一層強力に進めなくてはならないようです。



【筆者紹介】

伊藤壽一郎（いとう・じゅいちろう）

東京都生まれ。学習院大学卒業後、産経新聞社に入社し、文化部、經濟部、社会部などを経て2002年から科学部。現在は文部科学省の科学技術部門を担当し、原子力から地震、宇宙、物理、化学、生物、ITまで、幅広い分野を取材対象としている。著書に「生きものの変異 温暖化の足音」（共著、扶桑社刊）、「新ライバル物語 闘いが生む現代の伝説」（共著、柏書房）などがある。



多様な働き方と ワーク・アビリティの評価

雇用問題コメンテーター
長嶋俊三

< 70歳まで働くための選択の前に >

政府は、70歳まで働けるようにする定年延長や継続雇用、フリーランスなど7つの選択肢を設けるよう企業に義務づける法改正を閣議決定した。高齢期の多様な働き方については企業でさまざま追究、実施されてきているが、その際の問題は、自分に与えられる仕事にどの程度の対応能力があるか、その尺度、診断が難しいということである。

自動車メーカーで働くAさんも、年齢に関係なく働きたいと考えていたが、常に新しい技術を求め

られるなかで、新しい職場の技能レベルに追いついていけるかという心配があった。さいわいAさんは子会社のラインリーダーの職についていたが、それを後押ししたのは、人事施策として社員ひとりひとりの技能レベル、健康度などについての「ワーク・アビリティ」という能力評価の基準があり、これは関連会社を含めて適用されるため、人材のミスマッチが最小限にとどめられていたからである。

< ワーク・アビリティとは・・・ >

「ワーク・アビリティ」を評価する手法は、北欧フィンランドで開発された。ワーク・アビリティ指標<WAI>は、労働者の生涯にわたる生産性と社会参加を促す積極的な政策立案の強力な基盤となっている。産業医科大学人間工学研究室の神代雅晴前教授は、「加齢とは、ばらつきの顕在化だ」という。戦後すぐの世界で最も若い労働力を誇っていた時代の大量生産方式には、ばらつきのない若年層中心の労働力で世界に冠たる経済成長を達成した。しかし、大量生産の時代は終わり、多品種少量生産の時代に移った。しかも超高齢化のなかで、ばらつき労働集団で生産活動を行わなけれ

ばならなくなった。言い換えれば、年齢に関係なく、社員ひとりひとりのワーク・アビリティを適正に診断、評価することが求められる時代になってきたといえる。ワーク・アビリティは、「健康」と「労働意欲」と「技能」の三つで構成される。「健康」とは、精神的、身体的キャパシティおよび労働、日常生活など社会生活を営むための役割を認識し、かつ遂行する機能。「労働意欲」は、職務に対する心構え。「技能」については知識・経験・技術の組み合わせ。ホワイトカラーでは、専門能力、環境変化適応力、マネジメント力の組み合わせである。

< 高齢期のプロダクト・エイジングを支援する >

神代前教授によれば、フィンランドで開発されたWAIは現状の労働能力をかなりの精度で評価できるが、加えて企業が社員に要求している職業能力と社員の現能力との適合度を診断する方法を補完する必要もあり、その診断チェックリストも

開発しているという。最近では企業と大学などの専門機関が連携してこの種のツールを開発する例が多くなってきているが、働く能力の評価は、高齢期のプロダクティブ・エイジングの可能性が高まることは確かだ。

〔筆者紹介〕

長嶋 俊三 (ながしま しゅんぞう)

1947年生まれ。明治大学卒。新聞記者、TVディレクターを経て、79年より(財)高年齢者雇用開発協会発行の月刊誌『エルダー』の編集を創刊から担当。2011年6月、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を退職。著書に『60歳からの仕事』(清家篤慶應義塾大学教授と共著、講談社刊)、『エージレス就業社会』(共著、日本能率協会マネジメントセンター刊)などがある。

支部・地区だより

竹町支部

【竹町地区コミュニティ祭】(麻生支部長)



令和2年1月11日(土)平成小学校餅つきや凧作り、コマ回し大会等、お正月遊びを行いました。

台東四丁目地区

【秋のバス旅行】(中山地区長)



令和元年11月10日(日)鴨川方面誕生寺見学、鯛の浦遊覧船等を楽しみました。

竹町支部

【歳末警戒】



令和元年12月28日(土)~30日(月)竹町管内町会の皆さんと防災・防火のパトロールを行いました。

竹町南地区

(南地区長)

竹町中地区

【防災訓練】



令和元年11月2日(土)竹町公園・竹友会館起震車による地震体験や防災に関する講演会を行いました。

竹町中地区

(新井地区長) 【初午まつり・もちつき大会】



令和2年2月9日(日)竹友会館・金刀比羅神社参拝の子供達、一般の方にお餅とお菓子を配布しました。

佐竹地区

【お楽しみ縁日】(轟地区長)



令和元年11月10日(日)秋葉神社前模擬店には長蛇の列ができ、終日大賑わいでした。

長者町一丁目地区

【もちつき大会】



令和元年12月8日(日)町会内路上町会の方以外に通りがかりの方も参加し、餅つきを行いました。

【大江戸清掃隊清掃】



平成31年4月~令和2年3月長者町一丁目町会内1月・8月以外の毎月第1日曜日に町内清掃を行いました。

東上野支部

東上野支部(尾高支部長)

【大運動会】



令和元年10月20日(日)旧下谷小学校子供から高齢の方まで参加し、活気溢れる運動会でした。

【ボウリング大会】



令和2年2月2日(日)アイビーボウル向島世代を超えた楽しい地域交流と親睦を図ることが出来ました。

東上野車坂地区

【ファミリークリスマス】(尾高地区長)



令和元年12月21日(土)ラベルオーラム税金クイズ、タヒチアンダンス、抽選会等で盛り上がりました。

東上野稲神地区

【もちつき大会および AEDの使い方講習会】(小竹地区長)



令和元年12月8日(日)天理教前庭消防署員の協力のもと、餅つき、AED講習会を行いました。

東上野宮元地区

【歳末警戒】



令和元年12月27日(金)東上野宮元町会内町内の防火・防災の警戒(火の用心)を行いました。

【甘酒の会】



令和2年1月1日(水)下谷神社初詣の方々に甘酒を振る舞い、大変喜んで頂きました。

【地護稲荷初午祭】



令和2年2月8日(土)地護稲荷神社参拝者にお雑煮を振る舞い、子供にはお菓子を配りました。

東上野神吉地区

【もちつき大会】(桑原地区長)



令和元年11月17日(日)東上野児童遊園ついたお餅をみなさん和やかに笑顔で食べていました。

上野支部

黒門地区

【歳末警戒】(則竹地区長)



令和元年12月27日(金)黒門町会会館町会員と黒門小学校児童20名と共に町内の巡回を行いました。

仲御徒町中地区

【年末夜警】(関地区長)



令和元年12月27日(金)~28日(日)関マークビル寒風の中、大勢の町会員の方に参加していただきました。

上車坂町地区

【もちつき大会】(川崎地区長)



令和元年12月1日(日)上車坂町会内外国の方も多く参加し、お雑煮を食べたりと賑わいました。



入谷支部

根岸二丁目地区(峰岸地区長)

【日帰りバス旅行】



令和元年 11月17日(日) 犬吠埼ホテル
香取神社参拝、犬吠埼ホテル
で昼食等、楽しい一日でした。

【もちつき大会】



令和元年 12月8日(日) 根岸二丁目児童遊園
50kgの餅米をつき、つきたての
お餅を美味しくいただきました。

上根岸地区

【もちつき大会】 (渡邊地区長)



令和元年 12月8日(日) 元三島神社境内
大勢が参加し、餅つきやゲー
ムコーナーを楽しんでいました。

【子供餅つき大会

中根岸地区

・防災訓練】 (竹田地区長)



令和元年 12月8日(日) 御行の松、防災広場根岸の里
多くの方が参加し、餅つきや
起震車体験等を行いました。



北上野二丁目地区
【フラワーアレンジメント教室】 (上田地区長)



令和元年 12月28日(土) 山伏会館
お正月用のお花のアレンジメ
ントを楽しみながら学びました。

【町会レクリエーション 下谷一丁目地区 (小泉地区長)
& 秋の防災訓練バスツアー】



令和元年 11月4日(月) 東京臨海広域防災公園
そなエリアで災害時に備えた、
知識や技術等を学びました。

【もちつき】



令和元年 12月22日(日) 台東区社会福祉協議会駐車場
町内清掃、餅つきを行い、楽
しい一日を過ごしました。

金杉支部

金杉支部

【金杉っ子まつり】 (平野支部長)



令和元年 10月27日(日) 柏葉中学校
紙芝居等、各コーナーは参加
者で大変賑わっていました。

【町会レクリエーション】



令和元年 11月10日(日) 伊豆方面
天候に恵まれ、ミカン狩りや温
泉等、楽しい一日でした。

金杉一丁目地区(鈴木地区長)

【もちつき大会】



令和元年 12月1日(日) 世尊寺前通り
天候にも恵まれ、楽しい一日
を過ごすことが出来ました。

【歳末夜警】



令和元年 12月28日(土)~30日(月) 金杉一丁目町会地域内
町会の方々と年末の防犯・防
火の警備を行いました。

下谷東地区(稲垣地区長)

【日帰りバスツアー】



令和元年 10月3日(木) 茨城県桜川市他
国立民族歴史博物館見学、岩
瀬農場でメロン狩りを行いました。

【日帰り旅行会】



令和元年 11月24日(日) 古都鎌倉と三崎港
鶴岡八幡宮参拝、鎌倉大仏
見学等、楽しい一日でした。

金杉二丁目地区(新井地区長)

【大運動会】



令和元年 10月13日(日) 金曾木小学校校庭
前日の台風影響が心配されま
したが、無事終了できました。

【もちつき大会】



令和元年 12月1日(日) 金杉仲通り横路地
豚汁、つきたてのお餅はすぐ
に無くなるほど大盛況でした。

【冬の餅つき子ども会 金杉仲通地区
・安全祈願祭】 (有賀地区長)



令和2年 2月9日(日) 三島神社・カワサン駐車場
餅つきは中止になりましたが、安
全祈願祭、昼食会は行いました。

竜泉三丁目泉地区

【ボウリング大会】 (恒次地区長)



令和元年 11月10日(日) アイビーボウル向島
子供から大人まで大勢が参加
し、ボウリングを楽しみました。

【焼きいも・ 金杉上町地区
クリスマス会】 (生駒地区長)



令和元年 12月22日(日) 朝日弁財天境内
大勢の方が参加し、豚汁、焼
いも、ゲーム等を楽しみました。



法人の方へ

ネットが便利 申告・納税 e-Tax



国税庁 e-Tax キャラクター
イータ君

令和2年4月から大法人の電子申告が義務化されます

令和2年4月以後開始する事業年度から、事業年度開始時の資本金の額等が1億円超などの要件に該当する法人に対し、法人税及び消費税等の申告書について、その添付書類を含め、提出方法が電子申告に義務化されます(以下「大法人の電子申告義務化」といいます。)

なお、大法人の電子申告義務化に伴い、法人税等に係る申告データを円滑に提出できるよう、環境整備を進めており、平成31年4月からは、以下の点が変更されました。

- 勘定科目内訳明細書の記載内容が簡素化されました。
- 勘定科目内訳明細書、別表のうち明細記載を要する部分(別表6(1)など)についてデータ形式が柔軟化されました。
- 法人番号の入力により、法人番号公表サイトで公表している最新の法人情報を自動的に反映できるようになりました。
- 連結納税の承認申請関係書類について、連結子法人となる法人又は連結子法人による提出を不要としました。

実施状況等は、e-Tax ホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) でご確認ください。

添付書類の提出は e-Tax が便利です

出資関係図などの一部の添付書類については、イメージデータ(PDF形式)により提出できます。

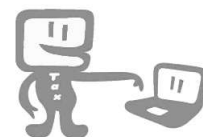
さらに、税務・会計ソフトや自社システムで作成した財務諸表及び勘定科目内訳明細書データについても、国税庁が定めたファイル形式(CSV形式)のデータであれば、e-Tax で受付可能なデータ形式(XBRL形式又はXML形式)に変換して提出できます。詳細は e-Tax ホームページでご確認ください。

利用可能時間

- ▶ 月曜日～金曜日(休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。) 24時間
- ▶ 毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日 8時30分～24時

※ 所得税等の確定申告期間中は、原則として24時間(休祝日を含みます。)となります。

※ 利用可能時間は、メンテナンス作業などにより変更する場合がありますので、最新の情報を e-Tax ホームページでご確認ください。



お問合せ先

- e-Tax ソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク **0570-01-5901** e - コクゼイ (全国一律市内通話料金)

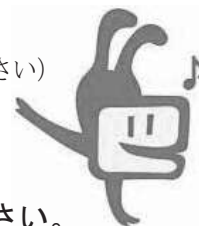
▶月曜日～金曜日 9時～17時 (休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。)

- マイナンバーカードに係る IC カードリーダライタの設定、対応機種、パソコン操作などのご質問

マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178** マイナンバー

(音声ガイダンスに従って1番を選択してください)

▶月曜日～金曜日 9時30分～20時
▶土日祝 9時30分～17時30分



- 申告書などの作成、記載内容などのご相談は、最寄の税務署へお問合せください。
なお、最寄の税務署の電話番号は国税庁ホームページでご確認ください。

※ e-Tax・作成コーナーヘルプデスク及びマイナンバー総合フリーダイヤルの受付時間は変更される場合がありますので、e-Tax ホームページ又は内閣府のマイナンバーホームページでご確認ください。
なお、間違い電話が多くなっておりますので、おかけ間違いのないようお願いいたします。

詳しくは、e-Tax ホームページをご覧ください。 www.e-tax.nta.go.jp

イータックス 検索

【出典：国税庁ホームページより編集】

2020年度 国税専門官募集

Pride of the Specialist ~公平な世の中を創る、志~

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

国税専門官は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

- ◆受験資格◆
 - 1 平成2年4月2日～平成11年4月1日生まれの者
 - 2 平成11年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - (1) 大学を卒業した者及び令和3年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

◆申込手続◆

申込方法	インターネット申込み 人事院ホームページ上の申込専用アドレスを御利用ください。 [http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html]
受付期間	令和2年3月27日(金)9時～令和2年4月8日(水) [受信有効]
受験案内交付期間	令和2年2月3日(月)～令和2年4月8日(水) 9時～17時まで(土・日曜日及び祝日を除く。)
受験案内交付場所	東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局(所) (注) 人事院ホームページからもダウンロードすることができます。 [http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm]

◆試験日◆

第1次試験 令和2年6月7日(日)
第2次試験 令和2年7月8日(水)～令和2年7月17日(金)までのうち指定された日時

(注) 詳細については、お気軽に東京国税局人事第二課試験係(電話(03)3542-2111 内線2162)までお尋ねください。

表紙 << 開山堂(両大師) >> 写真提供 台東区

■令和2年3月発行 ■発行人 広報委員会 委員長 木村雄二 ■発行所 公益社団法人上野法人会
(〒110-0015 台東区東上野1-2-1 朝日信用金庫西町ビル5階 TEL5818-1151 FAX5818-1141)

ベストセラー
「**妻のトリセツ**」の
著者が語る

感性コミュニケーション～
男女脳差理解による組織力アップ

【と き】令和2年 **6月9日** (火)
【と ころ】**東天紅** 16:00～17:20
上野本店 3F「**鳳凰の間**」
台東区池之端1-4-1 TEL 3828-5111

お申し込みはFAX 又は郵送で！



くろかわ いほこ
黒川伊保子氏



公益社団法人 上野法人会
第9回 通常総会
令和2年 **6月9日** (火)
総会 17:30～
懇談会 18:30～ (懇談会費 5,000円)
東天紅 上野本店 3F「鳳凰の間」
台東区池之端1-4-1 TEL 3828-5111
※会員の皆様には別途通常総会のご案内をいたします

■開催を変更・延期する場合がございます。

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも**集団扱の割安な保険料**でご加入いただけます。

がんを含む

病気や
ケガの
備えに

NEW



NEW!

ライフステージの変化に

ちゃんと応える
医療保険 EVER

心配な
「がん」の
備えに



生きるための
がん保険
Days 1

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

引受
保険
会社

「生きる」を創る。

Afiac アフラック

東京第三支社 〒160-0023 新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 17F
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

資料請求は
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索



No.1

アフラック
がん保険・医療保険
保有契約件数

平成30年版 インシュアランス生命保険統計号

法人会がん保険制度
法人会医療保険制度